

島根県営繕工事等情報共有システム試行要領

令和6年6月26日

島根県総務部営繕課

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県総務部が発注する工事及び業務において、情報共有システム(以下「システム」という。)を試行的に利用するに当たり必要な事項を次のとおり定める。

(目的)

第2条 システム導入による効果の検証や、問題点及び改善対策の把握を目的とする。

(定義)

第3条 この要領で用いる用語の定義を以下に示す。

(1) 情報共有システム

公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステム。

(2) 情報共有システム Rev. 5.1

国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 (Rev. 5.1)」に対応する情報共有システムである。情報共有システム提供者における機能要件対応状況は「電子納品に関する要領・基準」のホームページに掲載している。

http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/

(3) 工事帳票

「指示」、「協議」、「通知」、「承諾」、「提出」、「報告」及び「その他」の行為に必要な書類及びその添付資料をいう。

(対象工事等)

第4条 原則として、全ての工事及び業務(地質調査業務を除く)のうち、受注者が申し出たものを対象とし、受発注者間の協議により決定する。

2 地質調査業務については必須とする。ただし、受注者に情報共有システムを利用することができない理由がある場合は、発注者との協議により、理由が記載された書類が提出され、その理由が適切であると認められる場合は対象外とすることができる。

(使用システム)

第5条 使用するシステムは、国土交通省が機能要件を定める情報共有システム Rev. 5.1 に該当するものを標準とする。なお、原則、島根県営繕工事等事務処理要領により定める様式(以下「県様式」という。)による工事帳票の作成が可能なシステムとする。ただし、県様式による工事帳票が作成できないシステムにおいては、国土交通省が定める様式を準用することとする。

システムにおいて利用する機能は、以下によるものとする。

○工事基本情報管理機能(工事名等の基本情報を入力し、システム内で利用)

- 掲示板機能（受発注者間で情報の登録、閲覧、コメント、ファイル登録による情報共有可能）
- 発議書類作成機能（工事帳票のテンプレート（県様式）にて簡易に帳票作成可能）
- ワークフロー機能（工事帳票の発議、提出、決済をシステム内で処理）
- 書類管理機能（処理済の工事帳票をツリー形式のフォルダで管理）

（システム利用者）

第6条 発注者における利用者は、監督員、主任監督員及び総括監督員とする。

なお、利用者は受発注者間の協議により適宜変更できるものとする。

（対象書類）

第7条 システムの対象書類は受注者が監督職員に提出する工事帳票とする。

（承諾・合議）

第8条 工事帳票については、システムのワークフロー機能を利用し電子決裁を原則とする。

（電子署名・電子押印）

第9条 システムで処理を行う工事帳票における電子署名・電子押印については、紙への署名・押印と同等の処理ができることから、「書面」として認めるものとする。

（セキュリティ関係）

第10条 受発注者は、情報漏洩防止等の観点から以下の項目の管理を徹底すること。

- ① ID・パスワードの管理の徹底
- ② ウイルス対策の徹底
- ③ 個人情報等機密情報の管理の徹底
- ④ 工事関係データの管理の徹底（定期的なバックアップなど）
- ⑤ その他情報セキュリティに関する基準、法令等の遵守

（情報共有システムで処理を行った工事帳票の電子データ納品）

第11条 情報共有システムで処理を行った工事帳票一式は、工事完成時に電子媒体（CD-R等）で納品することを基本として、受発注者間協議により決定する。

（システム使用料）

第12条 第4条第1項の規定による工事及び業務におけるシステム使用に要する費用は、受注者が負担するものとする。

2 第4条第2項の規定による地質調査業務におけるシステム使用に要する費用は、業務管理費に含まれる。

（システム利用に関する聞き取り調査）

第13条 本試行を実施した受発注者は、工事完了後に実施するシステム利用に関する聞き取り調査に協力するものとする。

（その他）

第14条 本要領に定めのない事項については、受発注者間協議の上、決定するものとする。

附則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

この要領は、令和6年7月1日から施行する。